

# 一般社団法人東広島薬剤師会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人東広島薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を広島県東広島市に置く。

(目的)

第3条 本会は、薬剤師の倫理の向上及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図るとともに、地域社会の薬事衛生に貢献することにより、地域社会の福祉の増進を図り、健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬剤師の倫理及び職能向上に関する事業
- (2) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- (3) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
- (4) 薬事衛生並びに公衆衛生の普及・指導に関する事業
- (5) 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業
- (6) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- (7) 医薬品、医薬部外品、医療用具、医療機器、化粧品等の供給に関する事業
- (8) 休祝日、平日夜間急患診療における調剤業務に関する事業
- (9) 医薬分業の推進定着に関する事業
- (10) 医療保険・介護保険、在宅医療並びに薬局業務に関する事業
- (11) 学校薬剤師に関する事業
- (12) 日本薬剤師会等との連携・協力及び支援に関する事業
- (13) 関係機関及び行政に対する協力事業
- (14) 会員の福利厚生事業
- (15) 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業
- (16) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、広島県東広島市・三原市において行うものとする。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、電子公告によりこれを行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告することができないときは、官報に掲載する方法による。

## 第2章 会員

(会員の資格)

第6条 本会は、次の者から構成する。

(1) 会員 広島県東広島市・三原市・竹原市・大崎上島町に在住又は勤務する薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同し入会したものををもって会員とし、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、必要な書類を提出し、理事会の承認を得なければならない。  
入会手続きは、総会において別に定める。

(会員の義務・会費)

第8条 会員は、薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、この定款に定める事項及び第3章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。

3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の入会金・会費及び負担金等（以下「会費等」という。）を本会に納入しなければならない。

4 会費等の額及び支払方法は、総会において定める会費規程による。

(退会)

第9条 会員は、退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名等)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

(1) この定款に定める事項及び第3章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき

(2) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を棄損したとき

(3) 本会の目的に著しく違背したとき

(4) 犯罪、その他本会の信用を著しく損なうような行為があったとき

(5) 正当な理由なくして会費を1年以上滞納し、催告に応じないとき

(6) その他会員たる義務を怠ったとき

(7) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その総会の開催日の1週間前までに、当該会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、第9条及び第10条に規定するほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 死亡したとき

2 前条により会員の資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。  
ただし、未履行の義務(会費の納入)を免れることはできない。

3 会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

(会費等の不返還)

第12条 既納の入会金・会費その他の拠出金は、返還しない。

(会員名簿)

第13条 本会は、会員名簿を作成する。

2 会員は、氏名、住所、業務および勤務場所を変更したときは、すみやかに本会に届け出なければならない。

第3章 総会

(総会)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内または、広島県薬剤師会通常総会終了後1ヶ月以内に開催する。臨時総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第16条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額及びその支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会員規程及び会費規程の制定及び改廃
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 事業報告の承認
- (9) 予算及び決算の承認
- (10) 事業計画の承認
- (11) 本会運営に関する重要な事項
- (12) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会長は、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の30日前までに通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合は、2週間前まで短縮することができる。

3 総会員の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び理由を示して、総会の招集を請求することができる。

4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集を通知しなければならない。

(議長及び副議長の選出)

第18条 総会に、議長を置く。

2 議長は、総会において会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第22条 会員は、総会における議決権の行使を他の会員に委任することができる。この場合においては、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

2 前項の場合、第19条、第21条の適用については、出席した者とみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 総会に出席した会員の数、代理出席者数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

3 総会の議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

#### 第4章 役員等

(役員を設置)

第24条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上25名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長とする。

3 会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

4 理事のうち、5名を副会長とする。

5 理事及び監事は、兼任することはできない。

(役員を選任等)

第25条 理事及び監事を選任は、総会の決議によって行う。

2 選出の具体的な手順については、細則に定めるものとする。

3 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係のある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事には、理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

6 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものは除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事に

においても同様とする。

(会長の職務)

第 26 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(副会長の職務)

第 27 条 会長に事故ある時は、予め理事会の定める順序により、その職務を代行する。

理事会の定める順序とは→理事歴の長い副会長順

(理事の職務)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

(役員任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

5 理事及び監事は、第 24 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 31 条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。

(役員報酬)

第 32 条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

2 前項の報酬等の総額及び支給の基準等は、総会において定める。

(顧問)

第 33 条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

3 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

(責任の免除)

第 34 条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、全ての会員の同意がなければ免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該の理事及び監事が善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、本会は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び

監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第35条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 総会に付議する事項の決定
- (4) 会長、副会長の選定及び解任
- (5) 県菓代議員の選定及び解任

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長が事故あるときは、各理事が、予め理事間で決めた順位により理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

2 会長が欠けたとき又は会長が事故あるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、そ

7

の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき(監事はその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席理事及び監事のうちから2名を議事録署名人に決定する。

3 出席した会長および議事録署名人は、第1項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第6章 部会及び委員会

(部会及び委員会の設置)

第 42 条 本会は理事会の承認を経て、部会及び委員会を設置することができる。

2 部会及び委員会に関する必要事項は理事会の決議により別に定める。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 43 条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理及び運用)

第 44 条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(経費の支弁)

第 45 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 46 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 会長は、毎事業年度の定時総会までに、本会の事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 事業計画及び収支予算は、年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得、または支出することができる。

4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

5 第 1 項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間は、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 会長は、毎事業年度経過後 2 箇月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出するものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 定時総会においては、前項第 1 号及び第 2 号の書類は、その内容を報告し、前項第 3 号から第 5 号までの書類は、承認を受けなければならない。

3 会長は、第 1 項の書類のほか、次の書類を作成し、本会の主たる事務所に 5 年間備え置くものとする。

(1) 役員名簿

(2) 監査報告

4 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第49条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第50条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会において総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決をもって変更することができる。

(解散)

第52条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属処分)

第53条 本会が解散したときは、残余財産は、総会の議決をもって、本会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

(清算人)

第54条 本会が解散したときは、会長、副会長、理事が清算人となる。ただし、総会の決議により清算人を選任することができる。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第56条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 会員の名簿

(2) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(3) 理事会及び総会の議事に関する書類

(4) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 附則

第57条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(定款に定めのない事項)

第58条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

2 その他、運用上必要な内容については、細則に定めるものとする。

3 この規定は、平成27年5月28日より一部改正する。



4 この定款の会員資格の地域について竹原市・大崎上島町を加えること、理事の人数を25名を増やすことを令和5年6月29日の総会において決定し、当日より施行する。

5 この定款の第4章 役員等 第24条役員の設置について、4の理事の内副会長を5名を増やすことを令和6年6月27日の総会において決定し、当日より施行する。